

甲府市農業委員会 11月定例総会議事録

1. 日 時 令和3年11月29日（月曜日）午後2時00分から午後3時30分

2. 会 場 甲府市南公民館

3. 出席委員（19名）

会長・西名 武洋 会長職務代理者・柿嶋 敦、米山 夫佐子

【農業委員】

1番 渡邊 初男 2番 小松 芳彦 3番 菊島 建 4番 池田 哲郎
5番 落合 洋子 6番 關野 登 7番 田中 由美 8番 後藤 良仁
9番 土屋 三千雄 10番 越石 和昭 11番 小澤 博 12番 山村 忠弘
13番 雨宮 洋文 14番 末木 瑞夫 15番 矢崎 正勝 16番 塚田 泰英

4. 職務のために出席した農業委員会事務局及び農政課職員の職氏名

事務局 長 中村 勝
農地係 係 長 清野 隆彦
 係 長 青木 進
振興係 係 長 牧野 公治
農政課 係 長 佐野 慶一
 主 任 平出 正典

5. 議 案

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について
議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第4号 納税猶予に関する適格者証明願について
議案第5号 令和3年12月告示分農用地利用集積計画について
議案第6号 令和3年12月告示分農地中間管理権に係る農用地利用集積計画の承認について
議案第7号 農用地利用配分計画（案）の作成について
議案第8号 甲府農業振興地域整備計画（農用地利用計画）の変更について

報告案件

報告第1号 山梨県農業会議への諮問結果について
報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

報告第3号 農地法第4条の規定による届出について（市街化区域届出）
報告第4号 農地法第5条の規定による届出について（市街化区域届出）
報告第5号 返納届について
報告第6号 農用地利用集積計画の解約について

午後2時00分 開会

○事務局（清野係長）

それでは、令和3年11月定例総会を始めます。

本日の総会は、農業委員定数19名中19名のご出席をいただいておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、この会議が成立していることをご報告いたします。

つづきまして、西名会長よりごあいさつをいただきます。会長お願いいたします。

○議長（西名会長）

《 西名会長 挨拶 略 》

○事務局（清野係長）

ありがとうございました。それでは、甲府市農業委員会総会会議規則により、会長が議長を務め会議を進めて参ります。会長よろしく、お願いいたします。

○議長（西名会長）

ただ今から、甲府市農業委員会11月定例総会を、農業委員会等に関する法律、並びに甲府市農業委員会総会会議規則により、会議を進めて参ります。

まず始めに、11月定例総会の議事録署名委員ですが、15番の矢崎 正勝（やざきまさかつ）委員、16番の塚田 泰英（つかだ やすひで）委員のお2人をお願いいたします。

今月も、引き続き新型コロナウイルス蔓延予防のため、時間短縮に努めて参ります。

先ほど事務局とも打ち合わせをした際に、すべての案件について事前の質問はないとの報告を受けておりますので、本来であれば議案内容について地元委員からのご意見、補足説明を求めるところですが、極力省略させていただき、議事の進行を行いたいと思います。しかし、議事の進行上総会で疑問に思うことがありましたら何なりとご発言をお願いします。

○議長（西名会長）

それでは議案審議を始めます。それでは、さきほど事務局より説明がありましたが、

議案第 8 号 甲府農業振興地域整備計画（農用地利用計画）の変更について審議いたします。農政課より説明して下さい。

○農政課（平出主任）

議案の内容に入る前に、簡単に農業振興地域制度の説明をさせていただきます。

農業振興地域制度とは、農地の宅地化など農業以外への利用が進む中で、今後も長期にわたり農業を継続していく地域を明らかにし、計画的に農業を推進していくことを目的とした制度となります。

この制度において、市町村は、農業振興地域整備計画という、おおむね 10 年先を見据えて、計画的に農地を保全し、農業を推進していく計画を定める必要があり、この計画に位置付けられている農地が、いわゆる「青地」と言われています。

今回の議題は、「随時見直し」という、毎年行われている計画の変更であり、計画に位置付けられている農地を計画から外す、いわゆる「青地」を「白地」にする農地についての説明になります。

なお、今回議題となる案件は、すでに、山梨県との現地確認及び事業内容の確認がとれているものとなります。

それでは、個々の案件の説明に入ります。

議案の 39 ページと農用地利用計画変更案件位置図をご用意ください。

1 番については、申出者の〇〇さんが、〇〇するものです。

2 番については、〇〇を営む転用事業者が、〇〇として利用するものです。

3 番については、申出者が、〇〇するものです。

4 番については、〇〇を営む転用事業者が、〇〇として利用するものです。

5 番については、〇〇を営む転用事業者が、〇〇として利用するものです。

6 番については、〇〇を主とする転用事業者が、〇〇として利用するものです。

7 番については、〇〇を主とする転用事業者が、〇〇として利用するものです。

8 番については、〇〇を営む転用事業者が、〇〇として利用するものです。

9 番については、〇〇を営む転用事業者が、〇〇として利用するものです。

10 番については、〇〇を営む転用事業者が、〇〇として利用するものです。

11 番については、申出地と〇〇を所有する申出者が、〇〇として利用するものです。

12 番については、〇〇を営む転用事業者が、〇〇として利用するものです。

13 番については、現在の〇〇にある〇〇を〇〇するため、既存の〇〇を〇〇へ〇〇するものです。

14 番については、〇〇を営む転用事業者が、〇〇に伴い、〇〇として利用するものです。

15 番については、〇〇を営む転用事業者が、〇〇として利用するものです。

16 番については、〇〇を営む転用事業者が、〇〇として利用するものです。

17 番については、〇〇であり、〇〇として利用するものです。

- 18 番については、申出者の〇〇さんが、〇〇するものです。
- 19 番については、〇〇するものです。
- 20 番については、〇〇を主に営む転用事業者が、〇〇として利用するものです。
- 21 番については、〇〇を営む転用事業者が、〇〇として利用するものです。
- 22 番については、〇〇を営む転用事業者が、〇〇として利用するものです。
- 23 番については、〇〇を営む転用事業者が、〇〇として利用するものです。
- 24 番については、〇〇として現在の〇〇が使われるため、それを補う〇〇として利用するものです。
- 25 番については、現在の〇〇にあるため、〇〇として利用されるものです。
- 26 番については、〇〇を営む転用事業者が、現在の〇〇のために必要となる〇〇として利用されるものです。
- 27 番については、〇〇を営む転用事業者が、〇〇に伴い、〇〇のために必要となる〇〇として利用されるものです。
- 28 番については、申出者の〇〇が、〇〇するものです。

以上が個々の案件についての説明になります。

○議長（西名会長）

農政課からの説明が終わりました。ここでご意見がある方はお願いします。

○小澤委員（上曽根地区）

23 番、24 番。これは〇〇だと思うんですが、無しと書いてあるんですがこれは私の言ったことには〇〇していないんですか。

○議長（西名会長）

はい、今の件につきまして説明をお願いします。

○農政課（平出主任）

過去に〇〇を実施した経過がありますが、〇〇していれば農振を除外することができます。

○議長（西名会長）

はい、いかがでしょうか。

○小澤委員（上曽根地区）

法律でそういうようなことを謳ってあるのであれば〇〇。この申し出ている〇〇は〇〇じゃないかな。〇〇してから。その辺の〇〇は〇〇ですか。

○議長（西名会長）

担当の方でお答え願います。

○農政課（平出主任）

〇〇していることから、法律に〇〇しません。

また、〇〇が入っていた農地については、〇〇であります。

○小澤委員（上曽根地区）

分かりました。要件を満たしているということですね。〇〇なんですが〇〇。

○議長（西名会長）

他にはいかがでしょうか。

○關野委員（山城地区）

今回除外申請の件数が多いか少ないか別として、大きな面積の除外申請が出ていると。今回〇〇がないから〇〇けれど、この会議の前にね、農地調査の時に地元の方で説明があつて、地区の中でもんで話し合うと。今回は〇〇けれども次からはぜひ地区の方でも説明をお願いします。地区の農地調査での事前説明をお願いします。一点私の方からも、今小澤委員さんから話がありましたけれども、私の方が確認したいのは図面の方でいきますと8番、9番の案件につきましては、ちょうど〇〇の間にあり、〇〇になっています。また以前、〇〇をしており、ここを除外を受け付ける〇〇というんですかね、どういう〇〇で〇〇ているのかを聞きたい。

○議長（西名会長）

はい、一点はこの問題について、各地区で農地調査等集まる機会があるもので、該当地区に説明をいただきたいと、これは今後の問題としてお持ち帰りいただきまして、そういうこと的前提で〇〇したけれども、そこを〇〇で〇〇するのは〇〇という質問です。お答えをお願いします。

○農政課（平出主任）

〇〇については、〇〇した経過がありまして、先ほど説明した〇〇を使用した〇〇とは内容が違いますが、考え方は同様で〇〇であれば〇〇しています。

○議長（西名会長）

はい、あの〇〇があるから〇〇ということのようですけれども。關野委員いかがでしょうか。

○關野委員（山城地区）

了解です。

○議長（西名会長）

はい、他にいかがですか。ないようですから私から 2 点ほど確認させてください。まず 12 番の案件、〇〇にということですがけれども、この案件の地図を見てください。〇〇が残っていますよね。実はこの〇〇のこれは先般〇〇が出て〇〇にするということで〇〇を出していますよね。

○農政課（平出主任）

図面については、〇〇となっているため、12 番の案件については〇〇です。

○議長（西名会長）

〇〇にやるならこういうことが必要だよ、と私も感じました。ぜひ今後これを〇〇してください。でこの問題は分かったということでもいいですけれども、もう一点、22 番、こちら〇〇に使うということで農振除外をということですがけれども、この地図で見ると表示が〇〇けれども、〇〇と〇〇があるじゃないですか。〇〇ってということですよ。

○農政課（平出主任）

22 番の案件についても同様で〇〇であり、〇〇するものです。

○議長（西名会長）

分かりました。こういう所を〇〇してください。

○農政課（平出主任）

はい。

○議長（西名会長）

他にはどうでしょうか。

《 質問・意見なし 》

○議長（西名会長）

はい、特別なようですけれども、それでは先ほど出た意見、特にあの今後こういう〇〇については〇〇がこういう〇〇で〇〇に使われるということですので、我々はただ〇〇するということではなくて〇〇こういったものを出していただきたい。そこでしっかり委員さんにご審議いただき、総会にはかかるような〇〇を〇〇のほうにお願い

いしたいとこういうことをひとつの〇〇として、他には特別意見がなかったということ
とでよろしいですか。

○渡邊委員（滝川地区）

今回除外の件数が〇〇件、面積も出てますけど、ここ直近くらいの〇〇でこれが〇
〇のか分かれば参考にしたいと。

○議長（西名会長）

はい、ちょっとその辺について、〇〇でどうなっているのか、〇〇のか。

○農政課（平出主任）

昨年と比べるとやや〇〇している〇〇にあります。

○議長（西名会長）

はい、渡邊委員さん、昨年よりも〇〇しているということですが、はっきりした〇
〇で〇〇ですから、後日農業委員会事務局に〇〇ください。皆さんに何かの〇〇に〇
〇しますから。そういう〇〇にしてください。

○農政課（平出主任）

はい。

○議長（西名会長）

はい、それでは今言った内容でこの問題について審議のほうを終了してよろしいで
しょうか。

《 質問・意見なし 》

○議長（西名会長）

はい、それでは皆さんからいただいた意見は農政課のほうで、農業委員会として市
長に、これはお願いする事務的な問題かもしれませんが、回答していくということで
ご決定をさせていただきたいと思います。ご苦労様でした。

はい、これで農政課の職員は退席させていただきます。

【議案第1号】

それでは、議案第1号 農地法第3条による許可申請について審議いたします。事
務局より説明して下さい。

○事務局（青木係長）

今月の第3条許可申請は有償移転が1件ございまして、第3条の資格要件を全て満たしております。

議案書1ページの1番をご覧ください。

申請地の所在、地目等については、議案書記載のとおりです。

西油川町公民館から〇〇mほど〇〇に位置する農地で、東面、北面は道路、南面、西面は道路及び雑種地となっています。

譲受人は、〇〇及び〇〇で〇〇を行っているが、〇〇の〇〇に伴い〇〇を希望とのことです。

譲受人の現在の経営面積は〇〇㎡ですが、取得後は計画面積が〇〇㎡となり、申請地には〇〇を行なう計画です。

以上でございます。

○議長（西名会長）

事務局からの説明が終わりました。こちらの案件についても事前に質問や意見はありませんでしたが、ご質問等がある場合はお願いします。

《 質問・意見なし 》

○議長（西名会長）

それでは、ご質問も無いようですから、採決をさせていただきます。農地法第3条の規定による許可申請について賛成の方は、挙手をしてください。

《 全員挙手 》

○議長（西名会長）

ありがとうございました。

全員の賛成の挙手をいただきましたので、議案第1号は決定し、許可書の交付をします。

つづいて、議案第2号は農地法第4条の規定による許可申請について審議いたします。事務局より説明して下さい。

○事務局（青木係長）

今月の4条許可申請は1件でございます。

議案書2ページの1番、地図は1ページの4条No.1をご覧ください。

申請地の所在、地目、面積等については、議案書記載のとおりです。

農地区分は、第2種農地と判断しました。

申請人は、現在の〇〇したため、申請地に〇〇したいとのこと。

転用後は、〇〇する予定です。
以上でございます。

○議長（西名会長）

事務局からひとつお説明が終わりました。この案件についても事前にご意見、ご質問の報告は受けておりませんが、何かありましたらお願いします。

《 質問・意見なし 》

○議長（西名会長）

それでは、採決をさせていただきます。
議案第 2 号農地法第 4 条の規定による許可申請について、賛成の方は挙手をしてください。

《 全員挙手 》

○議長（西名会長）

ありがとうございました。
全員の賛成の挙手をいただきましたので、議案第 2 号については、決定し、許可書の交付をまいります。
つづいて、議案第 3 号は農地法第 5 条の規定による許可申請について審議いたしません。事務局より説明して下さい。

○事務局（青木係長）

今月の 5 条許可申請は、所有権移転が 2 件、賃貸借が 1 件、使用貸借が 1 件、計 4 件となります。

議案書 3 ページの 1 番、地図は 2 ページの 5 条No.1 をご覧ください。

申請地の所在、地目、面積等については議案書記載のとおりです。

農地区分は、第 2 種農地と判断しました。

譲受人は申請地の〇〇で〇〇として〇〇を経営していますが、業務拡大に伴い〇〇が不足し探していたところ、申請地が立地条件及び利便性に適していることから、取得し〇〇に転用したいとのことです。転用後は〇〇とする予定です。

続きまして、議案書 2 番、地図は 3 ページの 5 条No.2 をご覧ください。

申請地の所在・地目・面積等については議案書記載のとおりです。

農地区分は、第 2 種農地と判断しました。

賃借人は、〇〇年頃より、賃借人の〇〇が〇〇として転用していたことから、今回〇〇による申請となります。

続きまして、議案書 3 番、地図は 4 ページの 5 条No.3 をご覧ください。
申請地の所在、地目、面積等については議案書記載のとおりです。
農地区分は、第 2 種農地と判断しました。
借人は、貸人の〇〇にあたり、現在の〇〇となったため、申請地を使用貸借し、〇〇したいとのことです。
転用後は〇〇する予定です。
続きまして、議案書 4 ページの 4 番、地図は 5 ページの 5 条No.4 をご覧ください。
申請地の所在、地目、面積等については議案書記載のとおりです。
農地区分は、第 2 種農地と判断しました。
譲受人は申請地〇〇において〇〇を経営しているが、〇〇での受注増加に伴い〇〇が不足し、土地選定していたところ、申請地が立地条件及び利便性に適していることから、申請地を取得し〇〇に転用したいとのことです。
以上でございます。

○議長（西名会長）

事務局から説明が終わりました。5 条案件についても事前にご意見、ご質問の報告は受けておりませんが、何かありましたらお願いします。

《 質問・意見なし 》

○議長（西名会長）

無いようであれば採決をさせていただきます。
議案第 3 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について、賛成の方は挙手をしてください。

《 全員挙手 》

○議長（西名会長）

ありがとうございました。
全員の賛成の挙手をいただきましたので、議案第 3 号については、決定します。この議案の案件は全て 1,000 ㎡未満ですので許可書を交付して参ります。
つぎに、報告第 1 号から第 5 号について、事務局より説明して下さい。

○事務局（青木係長）

それでは、報告事項の説明をいたします。まず議案書 6 ページをご覧ください。先月の総会案件のうち、農地法 5 条の申請について山梨県農業会議へ諮問をした結果、許可相当との答申を受けました。

7 ページからは令和 3 年 10 月 19 日から令和 3 年 11 月 17 日までに受理しました相続等の届出や市街化区域における各種の届出を掲載しております。

なお、それぞれの転用目的や農地の所在、届出人等につきましては、議案書に記載のとおりであり、受理通知につきましては、事務局長の専決により交付済みとなっております。

以上でございます。

○議長（西名会長）

事務局からの説明が終わりました。

報告第 1 号から第 5 号につきましては、報告事項ですので、ご了承願いたいと思います。

つぎに、議案第 4 号 納税猶予に関する適格者証明願いについて審議いたします。事務局より説明してください。

○事務局（清野係長）

議案書の 5 ページをご覧ください。

議案第 4 号、納税猶予に関する適格者証明願いについて説明します。

農地の所在、地目、面積及び申請者、相続人、被相続人については、議案書記載のとおりです。

農業者であった被相続人より令和〇〇年〇〇月〇〇日に、相続人が議案書にある農地を相続しました。

申請人は相続した農地について引き続き耕作をしていくということで、〇〇月〇〇日に相続税の納税猶予に関する適格者証明願いを提出してきたところです。

このため、〇〇月〇〇日に地元農業委員の池田委員、申請人の立会いのもと、現地調査を行いました。

申請地は申請者の〇〇にあり、〇〇をおこなっております。

また、申請人は以前から〇〇とともに農業を行っており、今後も耕作を継続していくとのことでした。

以上の事から、申請人については相続税の納税猶予に関する適格者であると判断いたしました。

以上、ご審議お願いいたします。

○議長（西名会長）

事務局から説明が終わりました。これにつきまして皆さんの質問や意見があるようであれば出していただきたいと思います。

《 質問・意見なし 》

○議長（西名会長）

それでは、採決をさせていただきます。

議案第 4 号 納税猶予に関する適格者証明願いについて、賛成の方は挙手をしてください。

《 全員挙手 》

○議長（西名会長）

ありがとうございました。

全員の賛成の挙手をいただきましたので、議案第 4 号については、適格者証明書の交付をして参ります。

つぎに、議案第 5 号 令和 3 年 12 月告示分 農用地利用集積計画についてですが、審議に先立ち、利用権設定の 5 番の案件は、小松委員が関係する案件ですので、農業委員会法第 31 条の規定に基づく議事参与の制限により、当該事案の審議の折にはご退席をお願いいたします。また、審議終了後は、再びご着席をお願いいたします。

それでは議案第 5 号のうち、利用権設定の 5 番を除く案件について、事務局より説明してください。また、関連がありますので、報告第 6 号 農用地利用集積計画の解約についても併せて説明してください。

○事務局（牧野係長）

それでは議案第 5 号の説明をいたします。

農地銀行を利用する案件は、新規設定 16 件、再設定 40 件、計 56 件の申し出がありました。

議案書 13 ページの表は、新規設定です。

千代田・甲運・山城・中道北・中道南地区からの申し出があり、合計面積は 16,858.28 m²です。

中段の表は、令和 3 年度の目標面積 103,600 m²に対し、設定面積は 80,711 m²、達成率は 78%です。

続いて 14 ページの表は、再設定です。

甲運・玉諸・二川・山城・中道北・中道南地区からの申し出があり、合計面積は 63,093 m²です。

中段の表、令和 3 年度の目標面積 350,700 m²に対し、設定面積は 251,043 m²、達成率は 72%です。

15 ページ 1 番から 20 ページ 16 番は新規設定です。

20 ページ 17 番は再設定です。

20 ページ 18 番から 33 ページ 56 番は再設定の更新です。

補足説明が必要となる、所有権移転、新規就農者、法人の案件を読み上げさせていただきます。また、16 ページ 5 番は委員案件となっていますので、後ほど審議をお

願います。その他につきましては、議案書記載のとおりです。

はじめに、新規就農者の案件を説明します。15 ページ 1 番、2 番、3 番をご覧ください。

貸し手、借り手、所在、地目、面積、利用目的、貸借期間については、記載のとおりです。

借り手は、年齢は〇〇歳で、平成〇〇年から〇〇を受け、〇〇されています。当該農地では、〇〇し、〇〇を行う予定です。〇〇はすでに所有しています。年間〇〇日農業に従事する予定であり、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項による要件を満たしております。

続いて、農地所有適格法人の案件を説明します。16 ページ 4 番をご覧ください。

貸し手、借り手、所在、地目、面積、利用目的、貸借期間については、記載のとおりです。

借り手は、〇〇の農地所有適格法人のであり令和〇〇年〇〇月に〇〇しました。経営耕地は〇〇を拠点に〇〇㎡を有し、〇〇を行っています。当該農地では〇〇を行う予定で、利用権の新規設定です。

また、耕作に供すべき農用地のすべてを効率的に利用しており、農作業従事日数年間〇〇日を超えていることから、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項による要件を満たしております。

続いて、借り手が同じため、2 つの案件を同時に説明いたします。

まず、18 ページ 10 番をご覧ください。

貸し手、借り手、所在、地目、面積、利用目的、貸借期間については、記載のとおりです。

借り手は、〇〇の農地所有適格法人であり平成〇〇年〇〇月に発足し、〇〇をはじめ、〇〇も行うなど精力的に事業を展開しております。経営耕地は〇〇を拠点に〇〇㎡を有し、主に〇〇しております。当該農地では〇〇予定で、利用権の新規設定です。

また、耕作に供すべき農用地のすべてを効率的に利用しており、農作業従事日数年間〇〇日を超えていることから、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項による要件を満たしております。

続いて、32 ページ 53 番をご覧ください。

貸し手、借り手、所在、地目、面積、利用目的、貸借期間については、記載のとおりです。

当該農地では〇〇予定で、利用権設定の更新です。

補足説明をさせていただきます。

9 月の定例総会でも質問がありましたので、議案書 19 ページにあります議案第 5 号の 13 番の借り手に、認定農業者または認定新規就農者であることを示す〇〇について、補足説明をさせていただきます。

借り手は、〇〇の〇〇月末まで認定新規就農者に認定されており、〇〇の〇〇月まで、〇〇を受けていました。通常であれば、認定新規就農者の認定期間終了後は認定

農業者へ移行しますが、〇〇は認定農業者となることができません。〇〇が終了したため、現在認定農業者の認定を受けるために〇〇で、〇〇には認定されますので、〇〇への影響はありません。

以上が議案の説明になります。

引き続き、農用地利用集積計画の解約の報告です。議案書 34 ページをご覧ください。

今月は 5 件の解約となります。解約の内容、理由は、記載のとおりです。

解約の届けが提出されましたので報告いたします。以上です。

○議長（西名会長）

事務局から説明が終わりました。地元委員から説明が必要な場合は、所有権移転や新規就農者及び法人などが関係する案件若しくは特殊な案件について、原則、説明をいただくこととしております。

それでは、利用権設定の 1 番から 3 番の案件について、千代田地区 末木委員から補足説明をお願いします。

○末木委員（千代田地区）

それでは説明させていただきます。〇〇ですね、中山間地であるにもかかわらず認定農業者、新規就農者が〇〇で就農するというところでございます。このことは地域の活性化にもつながりますし、また耕作放棄地の解消にもつながるということで、私といたしましては、地域といたしましては〇〇だと思っておりますのでよろしくご審議のほどよろしくをお願いします。

○議長（西名会長）

ありがとうございました。

それでは、利用権設定の 4 番の案件について、甲運地区 小松委員から補足説明をお願いします。

○小松委員（甲運地区）

はい、甲運の小松です。この方は〇〇をしております。事務局のほうから説明があったとおり問題なく、しっかりした経営をしている農業法人です。以上です。

○議長（西名会長）

ありがとうございました。

それでは、次に利用権設定の 10 番と 53 番の案件について、滝川地区 渡邊委員から補足説明をお願いします。

○渡邊委員（滝川地区）

10 番につきましては新規でございますね。それから 53 番につきましては再設定でござ

ございます。先ほど事務局が説明したとおり何ら問題はないと思われま。そしてむしろこの法人に対しましては〇〇あるわけですが、私のほうからすればこの法人に対しましては、遊休農地の解消に努力しており、また就農者の育成にもご尽力いただいております、地域といたしましては〇〇している次第でございますので今後ひとつよろしく申し上げます。以上です。

○議長（西名会長）

ありがとうございました。

地元委員より説明が終わりました。こちらも事前にご質問の報告は受けておりませんが、特別ありましたらお願いいたします。

《 質問・意見なし 》

それでは、採決をいたします。

議案第 5 号の案件のうち利用権設定の 5 番を除いた案件について、賛成の方は、挙手をしてください。

《 全員賛成 》

ありがとうございます。全員の方の賛成の挙手をいただきましたので、決定して参ります。また、報告第 6 号につきましては、報告事項ですので、ご了承願いたいと思います。

それでは、小松委員のご退席をお願いします。

【 小松委員 退席 】

つづきまして、議案第 5 号、利用権設定の 5 番の案件について審議いたします。事務局より説明してください。

○事務局（牧野係長）

議案書 16 ページ 5 番をご覧ください。

貸し手、借り手、所在、地目、面積、利用目的、貸借期間については、議案書記載のとおりです。

これらを踏まえ、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項による借手の要件を満たしております。以上です。

○議長（西名会長）

ありがとうございました。

事務局から説明が終わりました。こちらも事前にご質問の報告は受けておりませんが、特別ありましたらお願いいたします。

《 質問・意見なし 》

それでは、採決をいたします。

議案第5号、5番の案件について、賛成の方は、挙手をしてください。

《 全員挙手 》

ありがとうございます。

小松委員さんを除く全員の方の賛成の挙手をいただきましたので、この案件について、決定して参ります。

それでは、小松委員はご着席をお願いします。

【 小松委員 着席 】

【議案第6号、7号】

つぎに、議案第6号 令和3年12月告示分農地中間管理権に係る農用地利用集積計画について審議いたしますが、関連がありますので議案7号の農用地利用配分計画（案）の作成についても一括して説明をお願いします。

それでは、事務局より説明してください。

○事務局（牧野係長）

中間管理機構を利用する案件について説明させていただきます。

議案書36ページをご覧ください。

農地中間管理事業については、中間管理機構が借り受けた農地を、必要に応じて利用条件を改善しまとまりのある形で担い手に貸し付けます。貸借期間の満了後は、農地銀行と同様に農地所有者に確実に返還されます。貸借を継続することも可能です。

議案第6号で貸し手から中間管理機構への利用集積計画、議案第7号で中間管理機構から担い手への利用配分計画に分かれています。関連がありますので、一括して説明させていただきます。

議案書36ページをご覧ください。中道北地区の貸し手から農地中間管理機構への貸出の申し出が2件あり、合計面積は2,852.6㎡です。

まず、1件目を説明します。

議案書 37 ページ 1 番をご覧ください。借り手・貸し手及び、所在、地目、面積、利用目的、貸借期間については、議案書記載のとおりです。

続いて、議案書 38 ページ 1 番をご覧ください。中間管理機構に集積された農地が記載のとおり、借り手へ配分される予定です。

借り手・貸し手及び、所在、地目、面積、利用目的、貸借期間については、記載のとおりです。

借り手は、〇〇にお住まいの〇〇歳で、新規就農者です。〇〇され、〇〇を習得されました。当該農地では、〇〇し、〇〇や〇〇に出荷予定です。〇〇を利用して〇〇を〇〇する予定です。年間〇〇日農業に従事する予定であり、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項による要件を満たしております。

続いて、2 件目を説明します。

議案書 37 ページ 2 番をご覧ください。借り手・貸し手及び、所在、地目、面積、利用目的、貸借期間については、議案書記載のとおりです。

続いて、議案書 38 ページ 2 番をご覧ください。中間管理機構に集積された農地が記載のとおり、借り手へ配分される予定です。

借り手・貸し手及び、所在、地目、面積、利用目的、貸借期間については、記載のとおりです。

借り手は、〇〇にお住まいの〇〇歳で、新規就農者です。〇〇があり、〇〇を習得されています。当該農地では、〇〇し、〇〇や〇〇、〇〇で出荷予定です。〇〇を利用して〇〇する予定です。年間〇〇日農業に従事する予定であり、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項による要件を満たしております。

説明は以上です。

○議長（西名会長）

事務局から説明が終わりました。

それでは、議案第 6 号の利用権設定の 1 番と 2 番の案件と、議案 7 号の 1 番と 2 番の案件について、上曽根地区 小澤委員から補足説明をお願いします。

○小澤委員（上曽根地区）

番号 1 番、受ける者は〇〇に励んでおりまして、〇〇を積んでおります。地域内の〇〇も良く〇〇できる〇〇だと、私は〇〇だと思っております。農業の世界に〇〇が加わるということは〇〇にも値する今の状況でございますので、温かく見守って育成に協力したいと思っております。色々〇〇とか〇〇とかそういうことが〇〇になるんですが、その辺もうまくまとめて用意してるようでございますので〇〇だと私はそう思っております。よろしくをお願いします。

次に 2 番も続けて説明させていただきます。この方は〇〇を出まして、そういう〇〇を積んでおりまして、〇〇歳にしまして目覚めまして自分で〇〇という、この〇〇を使いました。〇〇ということですので、今土を〇〇してですね、〇〇をしております。その上に〇〇わけでございますが、〇〇しまして〇〇でございます、これは地

元でも〇〇になるのではないかと、〇〇もありましてですね、全面的に〇〇するしかないかなと、〇〇が〇〇しまして〇〇でございます。これもよろしくお願ひします。

○議長（西名会長）

ありがとうございました。

地元委員より説明が終わりました。議案第6号と7号は関連がありますので一緒に採決させてください。こちら事前にご質問の報告は受けておりませんが、特別ありましたらお願いいたします。

《 質問・意見なし 》

それでは、採決をいたします。

議案第6号及び7号の案件に、賛成の方は、挙手をしてください。

《 全員賛成 》

ありがとうございます。全員の方の賛成の挙手をいただきましたので、この案件について決定して参ります。

以上で、予定している案件は全て終了しましたが、他に何かありましたらお願いします。

○小澤委員（上曾根地区）

先ほどの〇〇の話ですが、各ブロックで農地調査の時に、ぜひ〇〇してもらいたいという話がありましたが、その時にですね、〇〇されれば、〇〇される可能性があるとしてもそれは〇〇んですか。〇〇が上がってきたその〇〇は。

○議長（西名会長）

はい。あのう今〇〇がないですけれども、私の言う限りでは〇〇ということではできません。農業委員会として〇〇を求められているとそういう形ですよ。〇〇を求められているということですから当然農政課で扱うにはすべての法律に照らし合わせて受理をした案件でございます。ただそのことによって〇〇と我々農業委員会が判断した場合は、ここをこういうふうに〇〇してくださいという〇〇は出せますよね、〇〇に対して、というように私どもは理解しておりますので、先ほど言いましたようにここでということよりも、事前に説明していただければ、また総会までの間に何か問題ないかということ現場でチェックができるのではないかというふうに思いましたので、關野委員がおっしゃったように事前でのそういった各地区の説明を求めるところでございます。いかがでしょうか。

○事務局（青木係長）

すいません、ちょっと補足をさせていただきますと、農転は許認可、許認可という事で、〇〇できるものは〇〇をしなければならず、それを〇〇とすると〇〇になった時に〇〇。ところが農振の除外は申し出行為ということで〇〇ですよ。申し出しても〇〇としてこの〇〇は〇〇言えば〇〇がきても〇〇、ていうのが一番大きな〇〇になります。ですので最終的には、〇〇は決まってるんですけども、その〇〇を〇〇していても、〇〇、て言っても〇〇ということで、〇〇ことになってますのでその辺がどうなるかは、例えば地元でこの土地、あるいはこの案件についてはこういう問題があるとかということであれば、その場で〇〇。その辺は最終的には〇〇になります。

○小澤委員（上曽根地区）

では我々が〇〇ということですよ。まあ〇〇だけでみんな〇〇が出てそれをみんなで共有して〇〇なあという話し合いしか〇〇ということですね。

○事務局（青木係長）

そうではなくて、〇〇の場合は、〇〇ので、例えば〇〇をもって、〇〇が〇〇すれば、〇〇しれないということです。あくまでも〇〇してどうしても〇〇をさせたくないということであれば、それは地元として言うべきではないかなあと思います。〇〇おそらく〇〇のことを言ってるのではないかと思います、私も〇〇には〇〇と私も思っております。まあそうは申しまして〇〇であれば、〇〇と思いますけれども、基本的には〇〇には地元としてはこの〇〇はこれだけの〇〇としてあるんだから、やはり〇〇だということは地元として〇〇に言ってもよろしいと思います。あと判断するのは〇〇になります。

○議長（西名会長）

はい、どうでしょうか。

○小澤委員（上曽根地区）

はい、法律はよくしっかりできてるなあ、そんなふうに思います。ひとつ下から上へずっと協議されていくような段取りに、もう少し〇〇で上がってくれば〇〇とこんなふうに思います。いろいろ慣れてきてこういう〇〇が分かってくれば〇〇も無くなってくるんですが、なかなか農地についての法律もかみ砕くことができなくてですね、いろいろ質問させていただきたいと思います。ありがとうございました。

○議長（西名会長）

はい、今の問題ですけれども当然〇〇をした所は、係長も言いましたけれども我々と

してもここは〇〇を〇〇という思いはみんな共通だと思います。それと今我々に課せられています人・農地プランがございますよね。この問題が前に進んで各地域で人・農地プランが策定されて、これがこのエリアにおいて〇〇とそういうことが言えるということですよ。

○事務局（青木係長）

そうです。

○議長（西名会長）

ですから小澤さんのような気持ちを持っているのはみんな同じだと思いますけれども、私はぜひこの人・農地プランを早く策定をして、そしてしっかり守る農地、農業はここだと決めて、その中に入ってきた〇〇については、〇〇と、我々としては今度は言えるんじゃないかと思いますので、〇〇みたいな恰好でなくてむしろ先にこういう〇〇という方向へいけばいいなど、私の〇〇を、考えですけれどもそういうことでやっていかない限り、先ほど言いました法律に基づいて受理したものは、我々も〇〇というのが現状のように思いますので、これからの我々の活動や行動についてはそんなことも頭に入れながら各地区で人・農地プランの推進についてはご努力いただければ大変ありがたいと思います。

他にいかがでしょうか。

《 質問・意見なし 》

○議長（西名会長）

はい。以上で、予定している案件は全て終了しました。

総会の開催を皆さんのご協力で短時間で終わることができました。感謝いたします。

【5. 総会閉会の宣言】

以上をもちまして、11月定例総会を終了いたします。

お疲れ様でした。